

令和8年度水質検査計画

長崎県

東彼杵町水道課

【目 次】

1. 基本方針
2. 水道事業概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことの出来ない水道水の安全性を保障するものでもあります。

東彼杵町では、水質検査の内容や検査の体制をより一層充実させた「水質検査計画」を下記のとおり策定しました。

- ・ 定期に行う水質検査について「水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行います。また、臨時に行う水質検査については、行う際の要件、実施方法についても明らかにします。
- ・ 水道法施行規則第15条第4号を参照して自己の水源や水質汚濁の状況等を考慮し、水質検査を行います。
- ・ 水質検査計画には、水道法施行規則第15条第4号に定めるところにより、定期的水質検査について検査すべき事項、当該項目、採水場所、検査頻度及びその理由を記載します。
- ・ 臨時の水質検査については、基本的な項目等を定めるものとします。
- ・ 水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- ・ 水質検査計画による測定結果については、評価の上、需用者に対して公表します。

2. 水道事業概況

東彼杵町の水道は、昭和40年町中心部の彼杵地区簡易水道の創設が最初で、その後昭和45年千綿地区、昭和50年才貫田地区、昭和58年坂本地区、里地区、太ノ浦地区、赤木地区、平成元年一ッ石地区、平成2年木場地区、平成9年中尾地区、平成10年蕪地区、平成11年川内地区、平成17年中岳地区をそれぞれ建設し給水を行っており、平成29年度から、簡易水道10地区、飲料水供給施設3地区、計13地区を事業統合し1つの上水道事業として水道施設の管理運営を行っています。令和7年3月末の給水人口7,227人、普及率98.88%、年間総配水量984,283m³、管路延長188,868mを整備しています。

給 水 状 況

令和7年3月31日現在

| \ | 彼杵地区 | 千綿地区 | 坂本地区 |
|---------|---|------------------------------|-------------|
| 給 水 区 域 | 彼杵宿郷、蔵本郷、三根郷、口木田郷、大音琴郷、小音琴郷、法音寺郷、菅無田郷の一部、川内郷の一部 | 千綿宿郷、瀬戸郷、駄地郷、八反田郷の一部、平似田郷の一部 | 坂本郷、菅無田郷の一部 |
| 給 水 戸 数 | 1,817 戸 | 653 戸 | 116 戸 |

| \ | 里地区 | 太ノ浦地区 | 一ッ石地区 |
|---------|------------|-------|---------|
| 給 水 区 域 | 里郷、一ッ石郷の一部 | 太ノ浦郷 | 一ッ石郷の一部 |
| 給 水 戸 数 | 166 戸 | 17 戸 | 19 戸 |

| \ | 木場地区 | 才貫田地区 | 赤木地区 |
|---------|------|-------|--|
| 給 水 区 域 | 木場郷 | 里郷の一部 | 彼杵宿郷の一部、三根郷の一部、法音寺郷の一部、千綿宿郷の一部、八反田郷の一部 |
| 給 水 戸 数 | 90 戸 | 18 戸 | 106 戸 |

| | 中尾地区 | 蕪地区 | 川内地区 |
|------|------|--------|--------|
| 給水区域 | 中尾郷 | 蕪郷、遠目郷 | 川内郷の一部 |
| 給水戸数 | 56 戸 | 53 戸 | 12 戸 |

| | 中岳地区 | | |
|------|-------------|--|--|
| 給水区域 | 中岳郷、平似田郷の一部 | | |
| 給水戸数 | 38 戸 | | |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 計画1日最大給水量 | 4,300 m ³ /日 |
| 計画1日平均給水量 | 2,400 m ³ /日 |
| 1日最大給水量 | 3,741 m ³ /日 |
| 1日平均給水量 | 2,697 m ³ /日 |

浄水施設の概要

| | 彼杵地区 | | |
|--------|----------------------|--|--|
| | 橋ノ詰水源地 | | |
| 所在地 | 三根郷 776-3 | | |
| 原水の種類 | 彼杵川 伏流水 | | |
| 処理能力 | 600m ³ /日 | | |
| 浄水池 | 165m ³ | | |
| 浄水処理方法 | 緩速ろ過、滅菌 | | |
| | 現在使用していない | | |

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

<旧彼杵地区簡易水道>

【原水】

柚ノ木町水源（地下水）、彼杵水源（地下水）、
法音寺水源（地下水）、音琴水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧千綿地区簡易水道>

【原水】

平似田水源（地下水）、中岳水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧坂本地区簡易水道>

【原水】

釜ノ内水源（湧水）、中尾1号水源（地下水）、中尾2号水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧里地区簡易水道>

【原水】

里水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧太ノ浦地区簡易水道>

【原水】

中尾1号水源（地下水）、中尾2号水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧一ツ石地区飲料水供給施設>

【原水】

燕水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧木場地区簡易水道>

【原水】

燕水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧才貫田地区飲料水供給施設>

【原水】

里水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧赤木地区簡易水道>

【原水】

赤木工業団地水源 1 号（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧中尾地区簡易水道>

【原水】

中尾 1 号水源（地下水）、中尾 2 号水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧燕地区簡易水道>

【原水】

燕水源（地下水）、遠目水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

<旧川内地区飲料水供給施設>

【原水】

法音寺水源（地下水）※水量不足により代替水源として利用

【浄水】

滅菌消毒

<旧中岳地区簡易水道>

【原水】

中岳水源（地下水）

【浄水】

滅菌消毒

【留意事項】

留意すべき水質項目は、下記のとおりです。

| 施設名 | 種類 | 水質状況 | 留意すべき項目 |
|-----------------|-----|------|-----------------|
| 旧彼杵簡易水道 彼杵地区 | 地下水 | 良好 | 硝酸態窒素 亜硝酸態窒素 |
| | | | |

※ 水源周辺に畑作【茶園】が多いため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の20%超となっている。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度

(1) 採水地点

①給水栓（蛇口）

浄水省略不可能項目の検査のうち、毎月実施する検査（以下、毎月検査という。）の採水地点として旧簡易水道23箇所、旧飲料水供給施設2箇所を設定しました。

| | |
|-----------------|---|
| 【旧彼杵地区簡易水道】 | 東彼杵町役場、上杉公民館 消防5分団二部格納庫、浦公民館、 小音琴公民館 |
| 【旧千綿地区簡易水道】 | 八反田公民館、千綿駅舎、千綿支所 平似田農業研修センター、高峰公民館、 西宿公民館 |
| 【旧坂本地区簡易水道】 | 坂本コミュニティセンター |
| 【旧里地区簡易水道】 | 里農事研修施設 |
| 【旧太ノ浦地区簡易水道】 | 太ノ浦公民館 |
| 【旧一ツ石地区飲料水供給施設】 | 一ツ石農事研修施設 |
| 【旧木場地区簡易水道】 | 木場農事研修施設 |
| 【旧才貫田地区飲料水供給施設】 | 才貫田低区管理棟 |
| 【旧赤木地区簡易水道】 | 赤木集落センター、 消防3分団詰所 |
| 【旧中尾地区簡易水道】 | 太の原公民館、中尾公民館 |
| 【旧蕪地区簡易水道】 | 蕪構造改善センター、遠目公民館 遠目地区運動広場 |
| 【旧中岳地区簡易水道】 | 中岳集落センター |

また、年1回の基準全項目検査（浄水）及び3ヶ月毎に1回実施する検査（以下、3ヶ月毎検査という。）の採水地点、水道法に基づく1日1回の検査（以下、毎日検査という。）は、各水道の水源地内にある給水栓より採水して行います。

②水源（水源地内取水ポンプ）

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査（以下、基準全項目検査（原水）という。）地点は、各水源地内にある取水ポンプに付属する給水栓及び導水管のドレンとし、そこから採水して検査試料とします。

(2) 検査項目 (別紙2参照)

法令に基づく水質基準項目 (52項目) について水質検査を行います。

(3) 検査頻度

- ①法令に基づく検査表のうち、No.1, 2, 38, 46～52の検査項目については毎月1回行います。
- ②法令に基づく検査項目のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年1回まで検査頻度を減ずることができます。しかし、東彼杵町では、水が良質で安全なものであることを確認し、安定した供給を保つことができるよう、下記の表のとおり検査を行います。なお、施設及び水源等の検査頻度については、水質基準検査フロー (別紙3参照) 及び検査項目選択シート (別紙4参照) によるものとします。

●1施設当たり、浄水1箇所、原水1箇所を検査するとして

| | | |
|----------------|------|---|
| | | 浄水については、省略した項目でも、3年に1回は検査を実施するとなっている。 現在、基準全項目検査については1年に1回は実施していることから浄水52項目を3ヶ月毎検査の中に1回入れる。これにより、従来の頻度で全項目の内容が把握できる。 |
| 浄水52項目 | 1回/年 | |
| 3ヶ月毎検査(22項目+α) | 3回/年 | |
| 原水40項目 | 1回/年 | |
| 毎月検査9項目 | 8回/年 | |

●(水道におけるクリプト等対策指針における原水の水質検査について)

| | | |
|---------------|-------|--|
| | | 原水からの指標菌検出の有無を基にクリプト等による汚染の判断基準により検査項目頻度を決定する。 |
| クリプトスポリジウム | 4回/年 | |
| クリプト指標菌 (湧水) | 12回/年 | |
| クリプト指標菌 (地下水) | 4回/年 | |

- ③法令に基づく色、濁り、残留塩素の検査については1日1回行います。

5. 水質検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省令告示第261号) で毎月検査、3ヶ月毎検査、基準全項目検査 (浄水)、基準全項目検査 (原水) 及び毎日検査を行います。

6. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超える恐れがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ①原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常が認められたとき
- ③浄水過程において水質が著しく変化を与えるような異常が認められたとき
- ④水道利用者で消化器系感染症が流行したとき
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき
- ⑥その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき

なお、臨時の水質検査は、上記のような異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

7. 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査（色・濁り・残留塩素の検査）については、東彼杵町で行います。毎日検査を除く水質検査業務については、水道法第20条登録検査機関に委託します。委託先は、検査精度と信頼性等を考慮し、①飲料水検査におけるISO9001:2015取得検査機関、②水質基準項目（52項目）を全て自社分析できる検査機関、③クリプトスポリジウム、ダイオキシン類などのハイレベルの検査が可能な検査機関を選定いたします。

以上から、公益社団法人 長崎県食品衛生協会 食品環境検査センターを選定いたします。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、東彼杵町水道課において公表（閲覧方式）します。同時に、その結果を直ちに評価し、不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

9. その他の留意事項

- ・ 水質基準項目等の定量下限値及び測定精度（別紙5参照）
- ・ 原水に係る水質検査の実施（別紙2参照）
水質基準項目の No.1~20,32~47,49~52 の項目を検査いたします。原則として1水源/年1回実施します。
- ・ 水道水源の汚染源の把握
（「水質検査計画」策定のための手引書 P16.4.9.3 参照）
- ・ 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
（町の体制及び平成16年2月5日付、長崎県水資源政策室長通知（15水政第111号）参照）
- ・ 水質検査における精度管理及び信頼性保証
精度管理及び信頼性保証が確実に実施されている検査機関に水質検査を委託します。
- ・ 給水管等に係る衛生対策の推進
（「水質検査計画」策定のための手引書 P17.4.9.6 参照）